

2009年1月20日 午後1時～2時 清浄心院於いて

金剛三昧院住職久利康彰氏 久利康彰氏友人の佐々木氏：山本氏 計3人と
管理職ユニオン・関西 仲村副執行委員長：K組合員
高野山分会員五味由起子・他4名・清浄心院従業員1名
計8名による

団体交渉

仲村：(山本氏の説明希望があった。)労働組合に付いて簡単に説明をいたしますと、日本国憲法28条で、労働3権といって三つの権利があります。1つはこういう労働組合を作る権利。二つ目が交渉をする、申し入れたら経営者なり団体の方が雇用関係で話をしたい場合、交渉を拒否してはいけない。団体交渉権の権利、もう一つは交渉がまとまらない場合労働組合は社会的に訴えたり、簡単に言えばストライキをしたり、そう言う3つの権利があり、それに基づいて労働法と言う法律があって、そこで労働組合認定をして、大阪府の労働委員会が認めて公益法人として法務局に届けて法律に基づく組合で有るという確認をとってやっている団体です。

今日は個人で自分の意志で入れる組合で、高野山の場合は複数で組合員の方おられますから分会という風にしています。自分の意志で入れる組合で、今だいたい400人ほどで、関西中心にあります。

雇用にかかわる、労働条件にかかわる問題で交渉したりしています。そう言う事をやってる組合です。後はホームページを見ていただいたら書いてあります。早速 本題に入らして頂いてよろしいですか？

高野山分会に6人程いらしてその中で 久利さんが山岸さんのお母さんに当たる芳子さんに出されて私信という表現 違うのであれば又おしゃってください。その中の文章に60日以内で 簡単に言えば辞めてほしいというニュアンスの文章を書かれていたと言う。

我々としては、今色々揉めていますから あまり労使問題以外の深入りはしたくないので、基本は雇用に関わる問題で。極端に言えば 給料払わないになるとか あるいは 労働条件が悪くなるとか と言うような問題に関してははっきりさせておきたい。と言う風に組合としては思っています。今、

組合員としては五味由起子さんがおられます。それ以外の方も従業員の方おられますので、その方が結果的にですよ。そういう報告を受けて知った上では不安に思っておられる。

と言う事で、書かれた事が真意なのかどうか。それを強行したり実行したりする意志がないのか、あるのか。

ないのであれば我々としてもお互い直接話をして、そういう不安な、心配な事はないと言うのであれば、それはそれで確認ができればそれでよしと言う事で、まずその事をお聞きしたい。

芳子さんから聞かれた経緯で我々が知った。そこの所だけは真意をお聞きしたいと考えています。そういう主旨で申し出させていただきました。

久利：その通りでございます。

仲村：結果的には書いたけれども強行すると言う事はないと言う風に伺ってよいのですか？

久利：ないのでなく、できるだけそういう風にしたいと思っておるんですけどね。

仲村：そういう風にしたいと。したいという事は何か具体的にするというのを何か今お考えなのですか？

久利：友達と相談した結果ですので、今までも何遍も　もうぼちぼちちゃんとした態度を取ってやって行きたいなど。社会的にもきっちとていった方がいいんじゃないかと言う気持ちで。

仲村：気持ちであるというのと、実際に労働組合ですから、例えば辞めさすと言う場合は解雇通告をするとか。具体的にはそういう行為が伴うわけで、そういう風な事もお考えやと伺ってもいいのですか？一応そういう気持ちは有ると。で、お考えもあると。ただ具体的な事は現時点で考えていない？別に強制的にするつもりはないですから、答えたくない点はおまわらないのですが正確に聞いておきたい。

せっかくこう言う面談して交渉してお会いしていますから

佐々木：住職と話した中でこういう処置をとったと言う事は、要するに雇用している人間が山岸芳子さんであって、住職でないわけですよ。その時点で代表者が雇用していない人間なんですよ。

仲村：それは今 争いされているんで。

佐々木：争いはもう結論は出ています。住職は山岸芳子さんではなくて久利さんだと言う裁判所のあれも出てはいるはずですけどね。そう言う中で

小泉：何時出たのですか？

久利：私はそう聞いている。清浄心院の住職であると聞いております。

仲村：私が聞いているのは今現在争いが有ると言うのは聞いています。
それに関して判決が出ていないのでそこはタッチしたくないと私は思っていたんですが

山本：臆本上はこちらのご住職さんだと言う証明がちゃんと出ています。

山岸：今やっている和歌山地方裁判所 あれはまだですよ。現在やっている。今度29日ですけど。

久利：詳しい事はちょっと私わかりませんが。

佐々木：山本：それは何の係争ですか？

山岸：久利さんがおこされた

五味：そちらがおこされた裁判ですよ

仲村：現在争っていると聞いていますよ

佐々木：なんの裁判？　なんで

五味：この前も訴状の訂正がきたんじゃない

山岸：久利さんの方から　私山岸隆信と山岸芳子に対する訴えがあった。それまだ
裁判所でまだやっていますけど　その内容は一番ご本人が

佐々木：僕が聞いたのは　もう一つ残っているのは平尾さんの賃金問題のが残って
いるとしか聞いていないですけども

五味由起子：お聞きになったのは　久利さんからですか？

久利：私はもう調停の席で　認めますと

仲村：私の報告受けてるのは　裁判は確かに争って係争の途中なんです。と言うの
は聞いているんです。調停とは　誰が何を出された調停なんです？久利さん
が出された調停ですか？　どういう調停ですか？　失礼ですけど。

久利：最初は山岸さんが　私が住職である　ここを出て行ってくれという
あれなんです。その後ちょっと変わりました　山岸芳子さんは先住のあれで
すのでこのお寺に残っていただいてもいいですけども　後から来た山岸
隆信さんに対しては出て行ってくださいと　まあそう言った調停です。

仲村：それは久利さんの方が出された？

裁判というのは　争いがありますね。まあ　久利さんの方が起こされたとし
たらですよ。　その中で裁判官が色々聞いて　まあ　もうちょっと話して和
解でもしたらというのは　いっぱい　何回もあるんですよ。

民事訴訟であれば　それはあくまでも　判決が出る前の過程で和解になれ
ば　終わりなんですけど。お互い了解しなければ終わりませんから。

今そう言う話はあったけど　争いの途中じゃないんですか？

和解の時ちらっとそう言う話が出たからといって　判決が出たと言うのと
は違うんですけどね。裁判というのは。和解したら和解調書というのがちゃ

んと出ますから それは判決と同じ効力を持つんですけども そう言う事をされましたか？

私はあくまでもあらいそい事の係争中としか聞いていないから 了解事項 裁判所の中で出たかのようにおしゃったから それも出ているんですか？

久利：私 そこまでは わからんのですが。

山岸：1月29日僕の弁護士から聞いて 僕も行きますけど裁判所に。

仲村：まだ続けているから行く。そう言う事やろ？ 裁判所行くんでしょ？

まだ継続している途中ですけどね 話のね ご存知かどうかわからんけど 裁判所のね和解というのはよくあるんですよ。民事訴訟であればね。それは一方が拒否したら 認めたと言う事にならないから 最終的に 裁判所が審議とか証人尋問が終わって最後判決を出す。そこで一応決まったら一審だったら一審が 不服だったら又 控訴審というのがあるんですよ。高裁で。だから一審の判決まだでていないということ。

小泉：2006年3月6日和歌山地方裁判所に訴えを出してらっしゃるんです。それはまだ続行しております。その後又 2008年7月9日に重ねて新たに出されて それも係争中です。ですから調停で判決が出たということは一度もない。

山岸：僕が記憶しているのは あれ不調になったんです。調停できずということ。

小泉：2006年の前 2005年の事です。もし調停とおしゃるのであれば。でもそれは 不調になったので何も結論は出ておりません。

仲村：申し訳ないけど 我々の一番の関心事は従業員の方に あの文書

12月の何日かに出されて 60日以内に 申し上げたら失礼な言い方になるかもしれないけど わかりやすく言えば 従業員の方に出て行ってくださいと言っておられるから。今おっしゃった 元に戻しますけど そう言う気持ちが有ると 言うんだったら 気持ちだけなら気持ちが有ると受

け止めます。

いや、それは そういう風に決めてて近々実行するんやと そう言う受け止め方しますからね。 気持ちだけやったら もっといてもらってもかまわないですけど。

今争ってる中で 決着つけてもらったらいいか言う言いようがあるんですけど。

そうじゃなくて 解雇の通告をすとか ほんまに出て行けという事を 実力行使すとか 言われるんだったら 我々も申し訳ないけど対抗手段 取らないといけないから それは本当の争いになりますからね。

こういう冷静な話し合いにならない そう言う真意はどちらですかとお尋ねしているんです。

佐々木：それは 聞いた久利さんと話している中で 一応線を引いて 期日を決めて 再雇用 再雇用というのはおかしいのですが 要するに面接をして そして 勤める意志があるのであれば 再雇用すると。

ただしその時に今取っている指示命令系統 ありますよね。

要するに山岸芳子さん頂点になって 息子さんですか その方が 要するに二足のわらじを履いて 本山に勤めながらこちらもやっている形になっていますよね。

それを廃止して 久利さんが頂点となって 指示采配をふる。ふってやって行く。

その中で 要するに住職が久利さんだから 住職という所で再雇用して やって行くと言う考えでいます。

仲村：そう言う考え、で、それは文書に書かれたような内容でやる予定やと。

佐々木：60日以内にやる予定 こっちは切ると言うつもりはありません。

要するに意識の入れ替えです。入れ替えをするというか そう言うつもりで

小泉：ご友人でらしゃる？ ですよ。 代理の方ではないですよ。

弁護士さんではないから 久利さんの代理の方ではないですよ。

今おしゃった事は久利さんの代弁をしていらっしゃるのではなく ご自分のご意見？

佐々木：久利さんと話している中で

小泉：そう言う話が出たと言う事ですね。1つ質問してもよろしい？

佐々木さんておしゃいました？

佐々木さんが奥様にお電話なされた？ 前に。 方ですね？

佐々木：はい

小泉：その時に弁護士さんにまかせてあるからと言われたと言う事ですね。それは今 先程の事でおわかり頂けました？ 係争中ですので 総て私達が言えない

佐々木：そこらへんの事は僕の方で聞いているのと

小泉：違ったと言う事ですね。

佐々木：それはけりがついているという事で。

小泉：ですから 怪文書でも裁判が終わったとかなんとか書かれたんですね。

仲村：裁判は係争中でまだ終わっていない。終わったと言う認識。

どういう風になさっているか知らないですが、本山と我々組合で争いしてたんですよ。

この事案とは違いますけどね それは全然別の事で 本山が交渉を拒否したからその交渉議題が 議題に当たるかどうか と言う事で。

労働委員会と言うところで 裁判所ではない そこで争ったやつは 東京の中央労働委員会で受けなくてもよいと言う事で。

勝ち負けで言えば本山が勝って我々が負けた と言うのはあります。

それは全然別の事案ですから。それは裁判でもなんでもありません。交渉を受

ける必要義務が有るかだけの。 事があります。結論出たやつ。
裁判のやつ 今認識改めていただきたい。
色々あったと言うのは聞いていますけれども結論出たやつは未だに1つも
ないです。

佐々木：そうですか。僕の方で聞いていたのは

仲村：それは久利さんの代理人の弁護士に尋ねていただいたら それははっきりす
ると思いますよ。

それは 確かめていただいた上で 今の答えが 判決が出たと言う前提で
話しされていますね。

それはちょっとね 前提がね 違いますよ。それは確かめてください。

我々としては その前提が違ってても 判決出なくても 今言われた60
日が 実行するという前提なら 改めてその前提でしていただかないと。
ちょっと前提が違うところで 前提が変わろうが かわるまいが やるん
や って おっしゃるんやったら その様に承りますけど。

それはどうですか？

前提はやっぱ違うと思いますよ。判決は1つも 出ていませんから。

佐々木：とりあえず 僕等の方は 清浄心院の住職が久利さんであるという事で。

それで 一応住職である人間が 雇用している人間を知らないと言
う事で 何かあった時どうするんですかと 言う話から始まったんです。
一応くぎりをつけて 再雇用するならするで その時に住職は久利さん
ですよ。先程も言ったように。

要するにその頭が山岸芳子さんだと言う事は 本山として認めていない
し 謄本上も記述してないわけです。

それを山岸芳子さんにしてはおかしいじゃないか。 と言う事で今回一応
解雇して それで再雇用するという格好に進めて話をして 話をするつ
もりでいたんですけども。

仲村：だから どうですか 今 判決が出てると言う前提が違うんで それを確か
めていただいたらいいんですが その判決があろうがなかろうが 今言わ

れた事をやるというお考えですか？

久利：私 あの 判決出てるという風におもったんです。

仲村：いやー ご自分で起こされてるんやから 代理人にちゃんと確かめてください。

そりゃ 起こされてる本人と弁護士とちゃんと意思疎通してやっていただかないと。

我々にとっては ものすごく重要なんですよ。雇用の問題ですから。

今現時点でやっている事が 一応の状態の不都合はないわけです。給料もちゃんと出てますし ちゃんと指示命令も含めて業務はやっているんです。

その事に勿論異議があるというのはね 訴訟になっているから わかっていますよ。

佐々木：1つお尋ねしますが 久利さんが住職だという事をお宅側では認めないという事ですよ。

仲村：今現在争われてますから。

佐々木：謄本上はでている。

仲村：それは知っています。

佐々木：それでも尚かつ認めないわけですね。

仲村：私ども組合の方は認めるとか 認めないとか

佐々木：だけど 山岸芳子さんに雇用されてるわけですよ。

五味由起子：山岸芳子に雇用ですか？

仲村：清浄心院に雇用されている。

五味由起子：はい。

佐々木：でも清浄心院で雇用するのであれば 住職の久利さんが知らない所で雇っているという事が通りますか？

五味由起子：すみません。今 従業員に把握と言う事でお伺いしたいんですけど 従業員が何名いるか ごぞんじですか？

佐々木：だから それも

久利：報告受けてません。

五味由起子：そしたら 報告の前に 久利さん ご住職になられる以前の方いらしゃるんですけど。 その把握もここの住職 自分がなられたって言うているのに それはされていなかったという事？

佐々木：事務引き継ぎを一切 山岸芳子さんの方でしてくれないから わからないです。

五味由起子：してくれないから わからない。

佐々木：ない。

五味由起子：以前から働いている方の把握もされてないんですね。

山本：事務手続きの継承がされていないので 把握のしようがないじゃないですか。

五味由起子：はー？？

小泉：組合員の通知も並木君出しましたよね 並木君。

並木：はい。必ず規則には金剛三昧院が判子持っているから 必ず判子いただいて

提出しているんですよ。勝手に闇雲にしていたわけではないです。

小泉：彼の場合 組合員の通知書もお出ししています。

久利：並木さんは報告受けました。私それだけしかおぼえないです。

並木：それの他 必要な判子であるとか 雇用に関する判子押して頂くとき
必ず金剛三昧院にお届けして押してもらっていたので まったく把握されて
いないという事はない。

事務職の一環ですから。

勝手に役僧さんが押して はい という事はないと思います。

必ずお居間に連絡して

仲村：ちょっと もとにもどしますけど。

要するに判決がね 最初は判決があって それでああ言う事を決めたと言
うような話だったんですけど。

今 判決に関してはまだ 終わっていない。と言う前提がありますんで。

いずれにしても 久利さんの方は あえて言うときますが、私信というのを書
かれた事は、実行しようと言う理解でいいですか？

要するに 判決が出てる出てないに関わらず そう言う理解でいいですか？

久利：はい。

仲村：あっそうですか。

それなら どこかで強行するという風になるわけですね。

そう言う形でされるかは ちょっとわかりませんが。

久利：まだ そこまで考えてません。

仲村：そこまでは考えていない。

小泉：すみません うかがっていいですか？

仲村：はい。

小泉：芳子さんにお出しになった書面ですけれども 今のお話伺っていると、
谷口弁護士を代理人にしていまして、

久利：はい

小泉：その方にご相談なく あの文面は出されたんでしょうか？

久利：そうです。

小泉：普通 裁判してらっしゃる場合は 直接的な事は禁止事項になっている。
法的には当事者間では 話をしないと言うのが決まりであること それは
佐々木さんご存知でいらっしゃいますか？

佐々木：もう 係争はないと。

小泉：なるほどね。

五味由起子：聞いている方も久利さんから？

佐々木：はい。

仲村：わかりました。

そんならね もう今久利さんがおしゃった額面通り組合としては 受けと
つときます。

要するに判決がでてようが 出てまいが 希望としては書かれた内容です
る気持ちを持っている。実際には具体的に 何時どうこうすると言う事は現
時点では 決めてはいない。こういう事でいいですか？ 確認だけしておき
ます。

我々はそれを前提に今後も再度交渉を申し入れなければならないのか あ
るいは もっと別の方法があるのか考えさせてもらう。

それで そちらの方はまず前提だけは ご確認 弁護士としてくださいよ。決着は、我々についてはいないと言っているんだから ついていいのか ついていないのか。そうしないと しても 考えは一緒という事はわかりました。後は実行するしないの問題は その前提があるのか ないのか 相当変わると思うのですよ。

そちらも 何も決着ついてないのにしたら それこそ大問題になる恐れもあるし そこはよく相談してみてください。

我々もその辺に関しては慎重にやりたいと 思っているんです。もめているというのは知っていますから。

だから さっきの話で 給料をどうこう払らわんようにするとか 言う事は今のところ 心配しなくていいですね。

現実問題としては それはお約束していただけますね。それはそれでいいですね。

山本：はい。今の話は。

仲村：だいたいそれくらいですけど、何か言いたい事

五味：だから 60日以内と書いた事は それはそうじゃないという事？

仲村：いえ、気持ちは有るという事

五味：あると。

仲村：それは 実行するかもわからん。

それはもう一度 慎重に調べていただいて、決着裁判ついたついてないもそこは慎重にお考え下さい。

我々もあんまり無駄なところでお互い角突き合わせてやっても仕方ない。

その上で現実的に心配ないと。今のところ60日で強行するのでないんだったら その程度はご連絡くださいよ。

久利：私が一番間違っていました。すみません。えらい早合点してしまって、えら

いなんて言うか

小泉：文面の中での質問事項は？ いくら決着がついていようが いまいが気になった事に対して 聞きたいことがあれば。

五味由起子：今 従業員の把握というのは 全くされていない？
今 おしゃっていましたよね。

小泉：それはそれでよくて。

五味由起子：そしたら お手紙の中に私の名前 五味一族と名前出てたんですよ。
興信所で調べましたと書いてあるんですけど。 それはどういう とういっ
たことで 清浄心院内の事調べられたんですか？

小泉：従業員に対してそういう事なさったと言う事になるので。

五味：業務状況に繋がるようなね。

小泉：そうそう。 なさったという事は 労使関係での事ですから。

仲村：そういうのでないのか そうなのか。

五味由起子：「清浄心院内の事を調査依頼した結果 隆信並びに五味一族は清浄心
院の発展には繋がらない」と文面に書いてあるとおうかがいしたんですけど、
これは何か雇用関係の中での評価基準とかの為にですか？

小泉：調査なさったなら 開示していただければ それで結構なんですけれども。

五味由起子：はい。

小泉：普通 労使関係においては 従業員のプライバシーに関して そう言う事
をお調べになるという事 事態に労使に問題があると言う事になりますし。

そうではない。ではどうしてそういう調査をなされたか開示していただき
て その上でまた次にその話をさせていただきたいと。

五味由起子：させていただきたいけど 何故にこの調べた結果

小泉：何故 五味一族とお書きになったか？ 非常にこれは従業員に対する侮辱に
なりますので。 そう言う事は。

五味由起子：私 だけが従業員で 五味一族ってどこまで指すんですか？
どこまででしょう？

久利：私もくわしく調べたわけじゃないんですけど だいたい世間の噂からの話で
そういう

小泉：興信所と書かれている。

五味由起子：はい。

小泉：どこの興信所ですか？

五味由起子：調べられたんですよね。

組合員 K：調べてないというなら 今 ここで訂正していただければそれで。

久利：通してないです。

小泉：世間の噂に対して興信所と言う項目になされたという事？

五味由起子：そしたら 芳子さんに書かれた手紙で 「興信所を通して調べた」と
言うのは？

小泉：世間の噂を調べた というか 聞いたということ？

五味由起子：ですか？

小泉：噂イコール興信所ということ？

五味由起子：という認識なんですか？

小泉：認識で良いとおっしゃっている。

並木：昔 JAL か ANA とどちらか忘れましたが 職員の趣味趣向まで調べた事が
すごい大問題になっていましたけど、そういう事 上綱さん思いつきで書いた
 どういう不利益があるか そういう事 どういう風にお考えですか？

五味由起子：奥さんに対する 脅しじゃないですか。

興信所とおして調べた結果なんて。 私 一従業員として働いているんですけど。
こんな事 文面に「五味一族は発展につながらない。興信所を通して調べた。」
1つの文面 脅しと。

山岸：恐怖感ありますよね。

五味由起子：どういうことですか？ 調べてないんですよ。それを文面にして

山岸：今ここで興信所使かってないと おっしゃいましたが 今ここでの話し合い
がもしなかったら そのままですよ。

その興信所という言葉を使ったら彼女もそうですし。五味一族となったら
お父さんもいらっしゃいますし 地元の家族の方もいらっしゃいますし。もの
すごく恐怖なんですよ。

小泉：この際ですから うかがいたいのですが。 噂を聞いて 興信所とされました。
わかりました。その噂は何をお聞きになった。

噂によって五味一族がなされば発展に繋がらないと判断なさった噂を 久利
さんがお聞きになった。

それは久利さんの責任ではないですから どういう噂を聞かれたかと言う

事を開示していただければ いいのですけれども。

その噂から判断なさって ああいう文章を書かれた。それは久利さんが噂をまかれた最初の発端は久利さんではないですけれども、どういう事を聞かれたかと言う事をそう書かれた五味さんにおっしゃっていただきたい。それは労使として非常に問題です。

久利：ちょっとした噂から あーいう表現になってしまった。

五味：高野山分会長としてここにいますけど、一族となると私もその対象になってくんですよ。どこまでの範囲を一族というのか知りません。そういう噂が山内に流れているにしても

小泉：流されてるのは久利さんだ と言う事になりますよね。だって怪文書ご存じですか？

五味由起子：怪文書流れた事は そしたら 全山内寺院にまかれたと聞きました が 金剛三昧院さんにはまかれていない？

小泉：その中にも 裁判が負けたと書かれてある。 負けたくせにと。 どうしてこういう事書くのかわからなかったけれど 今 うかがっていたら 久利さんが裁判終わっていると。そちらに言ってらっしゃるのと同じで、怪文書にもそれと同じ事が書かれてありますし、おじょうさまの所に出された文面に関しても 怪文書をご住職からいただかれた と書いてあります。

五味由起子：佐々木さん怪文書ご存知ないですか？ 山本さんも？

佐々木：山本：知りません。

五味由起子：その怪文書の中に佐々木さんの名前出ていたんですけど

佐々木：どんなことですか

五味由起子：ご存じないんですね。

小泉：娘さんの所に行ってるんです。名前なしで。

五味由起子：佐々木さんってどの方かと 思っていたんです。

山本：芳子さんの娘さん

小泉：芳子さんの所にいつてる文章に関して そこに久利さんがおっしゃっている
解雇する予定があることも全部書かれています。

今のお話でその流れがわかって 結局はそういう怪文書の中身も 一番最
初の久利さんが誤認してらしゃる。

調停と裁判 そういう事を誤認していらっしゃるといふ発言をどこかにな
さっていれば 怪文書を書かれた方も そういう文章を書かれたのも そ
れは わかりますわねと言う文章でしたけれどもね。それが山内全部にまわ
っていますから。

五味由起子：佐々木さん どう書かれていたのか その文面

小泉：佐々木さんはお嬢さんの所に出されたの 知らない？

仲村：一応 話あまりそれると 私が一番興味もたなあかんのは雇用の問題と
か そういう雇用の問題で 噂だけで文章書かれたとしたら その事で傷
つけられる人がいると言う事はご理解願いたいと思うんです。

でないと その事によって又、色々世間では噂とか 誹謗中傷で差別されたり
あるいは評価 普通世間一般の企業で言えば それを色々評価の基準
にしたりして 本人の適切な評価じゃなくてやられるという事があるんで
す。

そこは もし 文章を出されるのであれば それはそれで 慎重に配慮し
て 今後はしていただきたい。

雇用の問題は申し訳ないけれども我々としては一番の関心事ですから そこ
にかかわるような事を書かれた場合は必ずこういうような 申し入れさせて

いただいて 交渉に応じていただかなければいけない。

今の話で行けばとにかく 一度谷口弁護士とその決着ついた ついてない
は直ぐはっきりしますから そこはお確かめ下さい。

その上でお気持ちは もうわかりましたから ただ強行される場合は 強行
される対抗手段 労働組合としては打たなあかんで そこはそうならない
ように 出来ればご協力願いたい。

そんな心配してもらわんでいいのや と言われるなら 名刺渡していますか
ら ご一報だけ私の方にさせていただければ。

後、細かい点 いいでしょ。組合の問題以外大きくしたくないので それはそ
れで 裁判で言うておられますので なんか特にありますか？

貴方も勤められていますから お聞きしたい事 お勤めされている上において
不安があることとかね。

古家：60日以内に解雇というのは これは大変な事で、実際僕等 清浄心院の為
にですね 本当に一生懸命やってきたし、お客さまに満足していただくか
そん中で話し合っ、外人のお客さんも多いし リピーターはいないといわ
れているけれども、やっぱり国に帰った時に、「高野山に来て清浄心院にと
まったよ よかったよ。」と 言ってもらえる。それが立派なリピーター
になってくるだろうと。そういう心構えで ここでみんなおる人達は 働い
て来てるわけですけど

それを いきなり 60日以内に解雇ですよと言われてたら 何のために
清浄心院さんを盛り上げて行こうとして働いている者からしたら なんな
んだろう と言う事を非常に思いましたんで 今 ちょっと お聞きしま
したけど 考え方は。

小泉：この際ですから 久利さんの方からも 初めて五味さんにお会いになったの
でしょうし それこそ 噂とちがうかどうか おたしかめにならればい
かがですか？

五味由起子：あります？ 一応会計つかせて頂いて住職さんとして なられたと思
われて 一応登録上住職さんとされてから 何年もたっていますよ
ね。

で、それまでに守ってきた者 従業員が守っているわけですね。
その間の働いている者に関して一切わからない。
それは芳子さんが雇った者だから 先程おっしゃいましたけど 4年
間守っているわけですよ。
今 このお客さん経営状態がどういうものかもおわかりにならないん
ですか？

久利：私には何も一切報告がない。

五味由起子：報告がないとおっしゃいますよね。

久利：僕にはなにも。

五味由起子：県への提出書類は 久利さんの判子がないとできません。私
お伺いしましたよね。印鑑いただきにお伺いしたんですよ。
タイかどこか海外にいらしてて 県の書類も出すの遅れているんです。

小泉：罰金おいくらかご存じですか？

五味由起子：それは 総て久利さんの印鑑がいるということで お伺いしてます。
ホッチキスもはずれていたのでも 目を通していただいているから 印鑑押
されていますよね。
だから 報告がないということはないと思います。県の提出書類に関しては。
経営状態も見てはりますよね。それも放置されていたということですか？
報告がないということではないですよ。
印鑑押して県にそれを提出してますから。
一切報告がないということはないですよ。私お伺いしてますから。
金剛三昧院さんに印鑑受け取りに。役僧さんの方が出てこられましたけど。
一切報告がないという事はないですし 4年間住職としてやって目は通し
ていただいているはずですよ。何回も聞きますけど。
どういう売り上げ状態か もう見ていただいていますよね。
何も見てなくて印鑑押してます？

久利：一応見ました。

五味由起子：ですよ。報告がないということはないですよ。

久利：数字だけではなかなか わかりません。

五味由起子：わからないんですか？ わからないんですね。はい。

仲村：いいですか？ 特にそちらの方からもし こういう機会ですから もし言いたい事があれば お聞きしておきます。我々の方は丁度私組合の方として 立場は表明させていただいたので

久利：私の早とちりかもしれませんが 弁護士さんに電話して 確かめて事は確かめたんですけど まあ そういう表現があったので 間違いはないと思ってあれしたんですけども もう一度弁護士さんに確認したいと それで どうするか 今 おさわがせして 申し訳ありませんでした。

仲村：わかりました。今日のところはそれでということで。今日はどうもわざわざありがとうございました。

全員：ありがとうございました。

仲村：もしなにかあれば 遠慮せず お電話でも

久利：はい

仲村：結構いそがしくは していますが

久利：すみません。えらいご迷惑かけまして。